

鳥取市作業路網整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市作業路網整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市民有林の所有及び管理の形態に合わせ、大半を占める小規模な森林所有者に対し、森林作業道及び林業専用道（規格相当）を開設することにより、健全な森づくりへの積極的な取組を促進し、労働負荷や素材の搬出コスト低減を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度の鳥取県造林事業費補助金交付要綱（平成14年8月2日付け森保第336号鳥取県農林水産部長通知）、鳥取県林業再生事業費補助金交付要綱（平成22年4月13日付第200900218974号）又は鳥取県合板・製材・集成材国際競争力向上・輸出促進対策事業費補助金交付要綱（平成28年6月6日付第201600024695号鳥取県農林水産部長通知）の対象となる事業（以下「県補助対象事業」という。）であり、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象事業及び同表第3欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、各年度の補助対象事業ごとに、当該年度の3

月20日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号の書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(着手届等を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に関しては、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

- 2 本補助金に係る補助事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に定める実績報告書の提出は要しないものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付の決定は、当該補助事業に係る規則第18条の規定による検査が完了した後に行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月26日から施行し、平成17年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月20日から施行し、平成19年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月26日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。ただし、第6条の改正規定は、平成22年7月1日以降事業着手するものから適用し、7月1日以前に着手した事業については速やかに申請するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

ただし、前年度の県補助対象事業については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年1月29日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

ただし、前年度の県補助対象事業については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条）

1		2	3	4	5
補助対象事業		事業実施主体	補助対象経費	補助率	備考
造林事業	1 森林作業道	(1)森林所有者 (2)森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。) (3)森林経営計画の認定を受けた者 (4)特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者 (5)森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者	1 事業費 作業道の開設に要する経費	普通林 1.7/10 保安林 0.5/10	補助率は、8.5/10から県補助率を減じた率を上限とする。
林業再生事業	1 林業専用道(規格相当)	(1)(公財)鳥取県造林公社 (2)選定経営体(県が選定した「意欲と能力のある林業経営体」として育成を図る林業経営体)	1 事業費 県が路線毎に定めた路線区分のうち区分B及び区分Cにかかる林業専用道(規格相当)の開設に要する経費	事業費から県林業再生事業費補助金を減じた額の1/2とする。 ただし、区分Bは1,500円/m、区分Cは3,500円/mを上限とする	
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業	1 林業専用道(規格相当)	(1)森林整備法人 (2)選定経営体(県が選定した「意欲と能力のある林業経営体」として育成を図る林業経営体)	1 事業費 県が路線毎に定めた路線区分のうち区分B及び区分Cにかかる林業専用道(規格相当)の開設に要する経費	事業費から県合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助金を減じた額の1/2とする。 ただし、区分Bは1,500円/m、区分Cは3,500円/mを上限とする	

様式第1号 (第6条関係)

年度作業路網整備事業報告書

1 事業の目的

2 作業路網整備事業実績

区分	事業量 (m)	事業費 (A)+(B)+(C)	事業に要した経費 (A)+(B)+(C)	事業費の内訳			備考
				県費 (A)	市費 (B)	その他 (C)	
計							

3 事業完了年月日

4 添付書類

- (1) 作業路網整備内訳書
- (2) その他必要資料 (施行地位置図、施業図等)
- (3) 県造林事業等しゅん工検査調書、事業完了写真等

様式第2号（第6条関係）

年度収支決算書

1 収支決算

（1）収入の部

区分	決算額	備考
計		

（2）支出の部

区分	決算額	備考
計		